

広島県教育委員会教育長訓令第四号

本 庁

地 方 機 関

学校以外の教育機関

広島県教育委員会事務局等文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年八月十九日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

広島県教育委員会事務局等文書管理規程の一部を改正する訓令

広島県教育委員会事務局等文書管理規程（昭和三十七年広島県教育委員会教育長訓令第四号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第二号及び別記様式第三号中「平成」を「令和」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第八号及び別記様式第九号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第十号中「平成」を「令和」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第十四号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この教育委員会教育長訓令は、公布の日から施行する。